

## 無登録の海外所在業者による勧誘についてのご注意

金融商品取引法に基づく登録を受けずに、インターネット上に日本語ホームページを開設して、海外から日本の居住者に対してデリバティブ取引の勧誘を行っていると思われる海外所在業者（「海外無登録業者」という。）が存在しますので、ご注意ください。

海外無登録業者と取引した結果、預けた資金が勝手に使いこまれたり、持ち逃げされたりといった重大なトラブルに容易に巻き込まれる恐れがあります。一度そのようなトラブルに巻き込まれると、日本の主権が及ばない海外の業者から資金を取り戻すことは極めて困難になります。

弊社では、お客様のお取引の安心安全のため、詐欺まがいの勧誘について、ホームページの「お知らせ」や「通知メール」にて必要な注意喚起を、随時、行っておりますので、参考にしてください。

- ・ 弊社からの注意喚起

(<https://www.fxtrade.co.jp/wp-content/uploads/2019/08/444ce805d83f320cf7fc1f2b5b4afcb6.pdf>)

なお、無登録の海外所在業者による勧誘に関する注意喚起については、

- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会のホームページ

(<https://www.ffaj.or.jp/exception/caution/>)

- ・ 金融庁のホームページ

(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kanyu/20090731.html>)

に掲載されていますのでご確認ください。